

西脇労働基準協会々則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は西脇労働基準協会という。

第 2 条 本会は事務所を西脇市内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は産業安全及び労働衛生意識の普及徹底と
会員事業所における安全衛生管理の改善向上及
び労働福祉の増進を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行
なう。

1. 安全衛生に関する調査研究及び発表
2. 安全衛生に関する宣伝啓発
3. 安全衛生に関する指導相談
4. 雇用労務管理の改善に関する相談啓発
5. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

に基づく労働保険事務組合に関する事務

6. 安全管理及び衛生管理に従事する者の指
導啓発

7. 労働安全衛生法による各種技能講習は
(社)兵庫労働基準連合会 西脇事務所で
実施

8. 労働安全衛生教育に関する事項

9. 所轄官公庁及び関係諸団体との連絡

10. 会報その他安全衛生に関する資料の刊行
配布

11. 安全衛生測定器具等の斡旋及び貸出し

12. 安全衛生に関する表彰と内申

13. その他本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 会員及び会費

第 5 条 本会の会員は西脇労働基準監督署内に所在する
事業所及び各種団体で本会の主旨に賛成し別に
定める入会申込書により入会したものとする。

第 6 条 本会の入会者は総会の議決を経た別に定める入会金を納入しなければならない。

第 7 条 会員は総会の議決を経た、別に定める会費を納入しなければならない。
但し、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第 8 条 会員は次の場合理事会の議を経て資格の喪失又は除名することができる。

1. 会員が退会を申し出たとき。
2. 会費を 2 ケ年以上にわたって納入しないとき。
3. 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為があったとき。

第 4 章 役員

第 9 条 本会に次の役員を置く。

| | | | |
|------|-----|------------|-------|
| 会 長 | 1 名 | 副会長 | 若干名 |
| 常任理事 | 若干名 | 理 事 | 60名以内 |
| 監 事 | 2 名 | 専務理事(事務局長) | 1 名 |

第 10 条 会長、副会長及び常任理事は理事会において互選する。

理事及び監事は総会において会員の中からこれを選出する。

専務理事(事務局長)は理事会の議を経て会長が選任する。

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定めた順序により職務を代行する。
副会長、常任理事は各部会を担当運営にあたり理事は本会の運営にあたる。
専務理事(事務局長)は会長、副会長、常任理事を補佐し一般会務を処理し事務局の運営を担当する。
監事は会計を監査する。

第 12 条 役員任期は 2 ケ年とし、再任を妨げない。
役員に欠員が生じた場合は補充を行なう。
補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は安全衛生に関する学識経験者及び功労者を理事会の議を経て会長が委嘱する。
顧問は会長の諮問に応じ、又は意見をのべることができる。

第 5 章 会 議

第14条 会議は総会、役員会及び理事会とする。
総会は会員を以って構成する。
役員会は会長、副会長、常任理事、専務理事（事務局長）を以って構成する。
理事会は理事を以って構成する。

第15条 総会は定時総会及び臨時総会とする。
定時総会は毎年5月に、臨時総会は理事会において必要と認めたとき又は会員の3分の1以上から会議の目的を示して、請求があったときに開催する。

第16条 総会は会長が招集する。
総会の招集は少なくとも7日前に、その会議の

目的、日時及び場所を示して会員に通知しなければならない。

総会の議長は出席した会員中から選任する。

第17条 総会は会員の過半数の出席を以って開催する。
但し、委任状を以って出席にかえることができる。

第18条 定時総会は本会則に別段の定めのあるもののほか次の事項を付議する。

1. 前年度の事業報告及び収入支出決算に関する事項。
2. 当年度の事業計画及び収入支出予算に関する事項。
3. 会則の改廃に関する事項。
4. 役員を選出に関する事項。
5. その他本会運営に関する重要な事項。

第19条 役員会は会長が招集し、次の事項を協議する。

1. 本会の運営に関する重要事項の検討。
2. 総会及び理事会の決定事項の業務執行に関する協議。

3. その他

第20条 理事会は会長が必要と認めたとき又は理事の2分の1以上から請求があったとき、会長がこれを招集し理事会の議長となる。

第21条 理事会の定足数は理事の過半数とする。

第22条 理事会は本会則に別段の定めある事項のほか次の事項を審議する。

1. 総会に提出すべき事項
2. 会則第4条の事業計画及びその運営に関する事項
3. 会長、副会長及び常任理事の選出
4. 会則の施行に必要な規則の制定改廃に関する事項
5. その他本会の運営に必要と認めた事項

第23条 会議の議事は出席者の過半数で、これを議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条 会議の議事は、議事録にその要旨を記録し、

議長及び出席理事2名以上が署名し、これを保存する。

但し、総会の議事録については監事も併せて署名する。

第25条 会則第4条の目的達成するため、別に運営細則を定め専門部会を設置し活動する。

第6章 資産及び会計

第26条 本会の資産は会費及び寄附金並びにその他の収入を以ってこれにあてる。

本会の経費は資産を以って支弁する。

資産は理事会の定める方法により管理する。

第27条 本会の毎年度の収入支出予算は総会の議決を経て定める。

収入支出決算は毎年度終了後その年度末財産目録とともに監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。

第28条 毎年度の決算により剰余金を生じたときは総会

の議決を経て翌年度に繰越するものとする。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終る。

第 7 章 事 務 局

第30条 本会に事務を処理するため事務局を設け専務理事（事務局長）及び職員若干名を置く。
職員は役員会の議を経て会長が任免する。
その他事務局について必要な事項は役員会の議を経て定める。

第 8 章 付 則

第31条 本会則は昭和56年5月22日より改正施行
本会則は昭和60年5月16日より一部（事業
入会金、会費基準、役員選出方法、会議、事務局）改正施行
本会則は平成元年6月1日より一部（名称）
改正施行
本会則は平成17年6月1日より一部改正施行

会則第6条及び第7条による入会金及び会費は次の通り定める。

会則第6条に基づく入会金は金1,000円

会則第7条に基づく会費は次の区分による。

第32条 各種技能講習が登録制に移行され、平成17年4月1日より実施されるので（社）兵庫労働基準連合会 西脇事務所規則を定めて挿入する（別紙）